

須坂市臥竜公園トライアル・サウンディング実施要領

1 趣旨

本実施要領は、「須坂市臥竜公園トライアル・サウンディング実施指針」に基づき、須坂市臥竜公園トライアル・サウンディングの実施に関して必要な事項を定めるものです。

2 全体の流れ

(1) 試験事業の申請

「須坂市臥竜公園トライアル・サウンディング」の応募事業者（以下、「使用希望者」という。）は、須坂市臥竜公園（以下、「臥竜公園」という。）において実施したい試験事業の内容について、市が指定する様式に基づき提案書類を作成し、当該書類を市に提出することにより申請します。

なお、市が指定する様式については後述します。

(2) 申請書類の提出先

須坂市まちづくり推進部臥竜公園管理事務所

(3) 事前相談

市は、使用希望者の求めに応じて、市が定める期間内で、申請に係る提案書類作成のための事前相談を受け付けします。

(4) 提案審査及び暫定使用者の決定

提案書類は、臥竜公園管理事務所及び臥竜公園内の各施設所管課において審査することとし、必要に応じてヒアリングを行います。

また、当該審査によって試験事業を実施する者（以下、「暫定使用者」という。）を決定します。

(5) 事前協議

審査の結果、暫定使用者として決定した者は、臥竜公園管理事務所及び臥竜公園内の各施設所管課との間で、試験事業の実施に必要な条件等を確認するための事前協議を行います。

(6) 試験事業の実施

暫定使用者は、提案の内容及び事前協議による取り決めに基づき、須坂市都市公園条例（昭和 36 年 3 月 31 日条例第 9 号）で指定する須坂市都市公園行為許可申請書を施設管理者に提出してください。

なお、試験事業は、施設管理者から行為許可を得ることにより実施できます。

(7) 試験事業の報告

暫定使用者は、試験事業終了後、市に対して速やかに（20 日以内）事業の実績報告書を提出してください。

加えて、実績報告書の内容をもとにヒアリング調査（実績報告書提出後 20 日以内）も行います。

3 期待される効果

(1) 民間事業者の利点

ア 事前に市の意向や、臥竜公園の使用における留意事項や課題などの情報を把握でき、今後の臥竜公園における官民連携事業への参加の判断材料が得られます。

イ 民間事業者による提案が、臥竜公園におけるニーズにマッチングしているかを確認できます。

ウ トライアル・サウンディングを通じて、民間事業者の考えを今後の官民連携事業に反映させることができます。

(2) 須坂市の利点

ア 早い段階で各種事業の市場性を確認することで、幅広い検討が可能になります。

イ 臥竜公園におけるニーズや課題点などを踏まえた公募条件の検討ができます。

ウ 民間事業者の意見を参考に、民間事業者が参加しやすい公募条件の検討ができます。

エ 民間活力による効果を、地域住民等にも実感してもらうことができるとともに、今後の官民連携事業を盛り上げる気運を醸成できます。

4 スケジュール（予定）

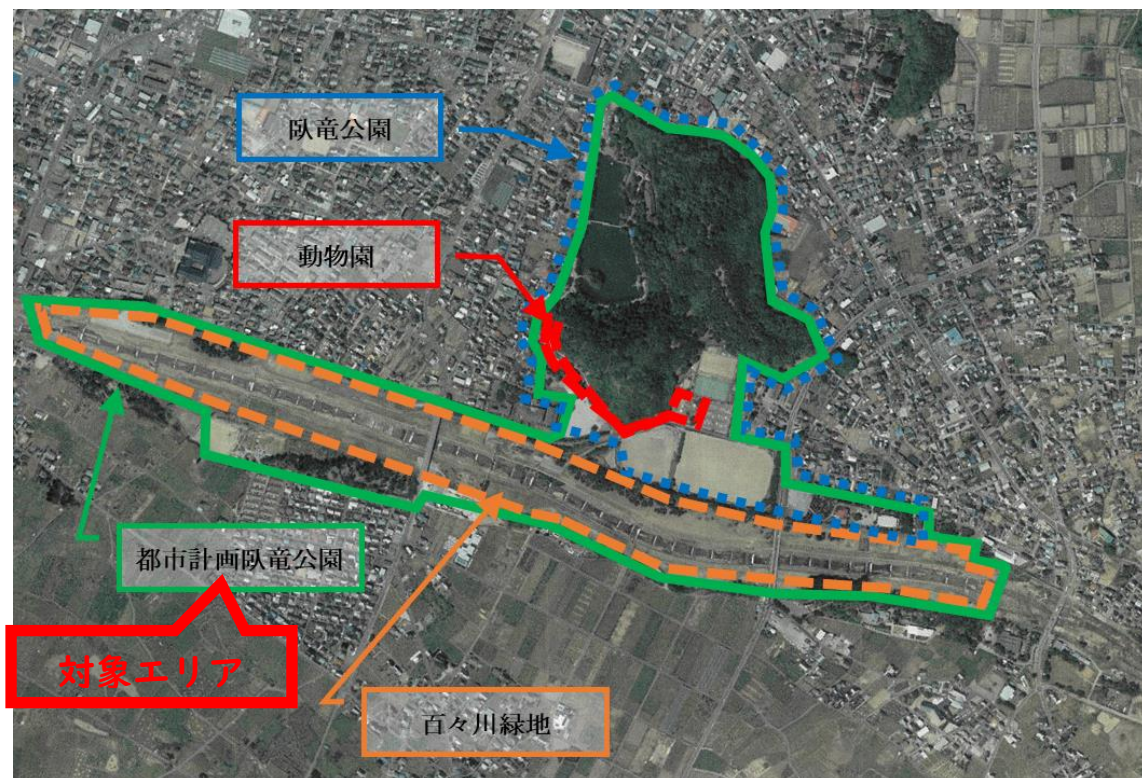
日 程	内 容
2019年9月3日（火）	応募開始
2019年9月3日（火） ～2020年2月21日（金）	提案書類作成のための事前相談
2020年2月28日（金）	提案書類の提出期限
随時選定	暫定使用者の選定 ※事業者を1者に特定するものではありません。
暫定使用者として決定日から随時実施	試験事業に向けた事前協議
2019年10月1日（火） ～2020年3月31日（火）	試験事業の実施
試験事業実施終了後20日以内	実績報告書の提出期限
実績報告書提出後20日以内	ヒアリング調査

5 臥竜公園の基本情報

名 称	臥竜公園
種 別	総合公園
所 在 地	須坂市臥竜二丁目4番8号
面 積	297,430 m ²
年 間 利 者 数	臥竜公園：513,600人／年（平成30年度） 須坂市動物園：134,919人／年（平成30年度）
駐車場収容台数	駐車場：719台

6 試験事業の対象エリア

下図の範囲を対象エリアとします。



7 提案要件

(1) 提案内容

試験事業の提案内容は、以下の事項を遵守するものとします。

ア 臥竜公園における民間活力の導入につながるものであること。

イ 確実に実施できる内容であること。

ウ 臥竜公園利用者（市民、観光客等）の安全に配慮するとともに、利便性、サービ

スの向上が見込まれる内容であること。

エ 他の利用者の公園使用を著しく妨げないこと。

オ 試験事業の実施に当たって、市の財政負担を前提としないこと。

(2) 提案の対象外

次に掲げるものは試験事業の提案の対象外とします。

ア 政治的活動又は宗教的活動。

イ 青少年等に有害な影響を与える物販、サービス提供等。

ウ 騒音や悪臭など、著しく周辺環境を損なうことが予想される行為。

エ 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）」第2条第5号に規定する指定暴力団等の活動。

オ 公序良俗に反し、又は反社会的な破壊の恐れがある活動。

カ その他、市が臥竜公園で実施する内容として不適切と判断する行為。

(3) 使用期間等

試験事業の期間は、1日以上31日以内を基本とします。また、土日及び祝日のみの事業実施も可能とします。

(4) 試験事業に係る経費について

試験事業に係る経費は、提案審査により選定された者が負担するものとします。

なお、試験事業の実施に限り、須崎市都市公園条例に定める使用料は免除します。

8 応募資格

使用希望者は、「須崎市臥竜公園トライアル・サウンディング実施指針」及び本実施要領に定める内容及び条件等を十分理解し、かつ、応募内容を実行する意思と能力を有する民間企業、NPO法人、個人事業主又は任意団体等とします。

また、次のいずれかの項目に該当する場合は、応募資格を有しないものとします。

なお、応募以降、審査終了までに次の項目に該当した場合は、応募資格を失うものとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更正手続開始の申し立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条の規定による更正手続開始の申し立てを含む。）がなされている者。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申し立てがなされている者。
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）のほか、次のアからオまでのいずれかに該当する者。

- ア 法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者。
※ 役員等とは、「法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者」をいう。
- イ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団の利用等をしている者。
- ウ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者。
- エ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
- オ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者。
- (5) 法令等の規定により許認可等が必要とされる場合は、許認可等の条件となる免許を有していない者。

9 申請方法

(1) 提案書類

ア 提案書類について

- ① 試験事業概要書（様式1）
- ② 提案書（任意様式）

臥竜公園で行う試験事業の詳細な内容について、「7 提案要件」を踏まえて記載してください。

- ③ 使用希望者の概要（様式2）
- ④ 誓約書（様式3）

イ 提案書類の作成方法等について

用紙はA4版とし「須坂市臥竜公園トライアル・サウンディング提案書」と表紙を付け提出してください。

加えて、①から③までについて、次のメールアドレスまで、データで提出してください。

(2) 提出先

〒382-0028 長野県須坂市臥竜2-4-8
須坂市臥竜公園管理事務所
メールアドレス suzakazoo@city.suzaka.nagano.jp

(3) 提出期限

2020年2月28日（金）（持参又は郵送）

※ 持参の場合の受付時間は午前9時から午後5時までとします。（土曜日、日曜日及び祝日受付可）なお、月曜日及び月曜日が祝日の場合は火曜日を除きます。

※ 郵送の場合は一般書留又は簡易書留にて送付してください。

(4) 事前相談

ア 提案書類作成のために、事前相談を受け付けます。

- イ 事前相談は、事前に臥竜公園管理事務所と日程調整した上で行うこととします。
- ウ 提案書類作成のために臥竜公園内の各施設の現地調査を希望する場合は、必ず事前相談でその旨を申し出てください。臥竜公園管理事務所が認める場合に限り、現地調査の実施は可能ですが、公園利用者等の利用を妨げないように注意してください。
- エ 提案書類作成のために必要な情報を市に求める場合は、必ず事前相談でその旨を申し出てください。後日、臥竜公園管理事務所から情報提供の可否を連絡します。

(5) 留意事項

提案書等は別紙「須坂市臥竜公園トライアル・サウンディング実施指針」及び本実施要領の内容を踏まえて作成してください。

その他不明な点等ございましたら、事前相談の際にお問い合わせください。

1 0 提案審査

(1) 提案審査

提案書類に基づき、臥竜公園管理事務所及び臥竜公園内の各施設所管課において以下の視点から審査を行います。なお、必要に応じてヒアリング（提案書類の内容確認など）を実施します。

※ 提案審査は、暫定使用者を1者に特定するものではありません。

ア 臥竜公園における官民連携事業の主旨を理解し、高い効果が見込まれる提案内容であること。

イ 柔軟性、独自性に富んだ提案内容であること。

ウ 市場性が高く、一定の集客が見込まれる提案内容であること。

(2) 選定の取り消し

使用希望者が、次に掲げる事項に該当したときは、その者を選定の対象から除外し、又は暫定使用者の決定を取り消すことがあります。

ア 提案書類に虚偽の記載があった場合。

イ 応募資格を満たしていないことが判明した場合。

ウ 著しく社会的信用を損なう行為により、公園施設を使用して試験事業を実施することについて、市がふさわしくないと判断した場合。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、各使用希望者に通知します。また、暫定使用者として決定した者については、その事業者名等を公表します。

なお、審査結果に対する異議は申し立てることができません。また、審査の経過や内容、結果についての問い合わせには、一切応じません。

1 1 事前協議

試験事業の開始前に、臥竜公園管理事務所及び臥竜公園内の各施設所管課との間で、試験事業の実施に必要な条件等を確認するための事前協議を行うこととします。

1 2 試験事業の実施

(1) 行為許可の申請

提案の内容及び事前協議により取り決めた事項に基づき、試験事業開始3日前までに、須坂市都市公園条例に規定する「須坂市都市公園行為許可申請書」を提出していただきます。

(2) 試験事業の実施

ア 行為許可書が交付された暫定使用者は、許可書に記載された条件のとおり公園内施設等を使用し、提案内容及び事前協議により取り決めた事項を遵守し、試験事業を実施することができます。

イ 告知を含む、試験事業の準備から撤去まで、暫定使用者の責任のもと、適切に実施してください。

なお、試験事業に係る経費は、暫定使用者が負担するものとします。

エ 本試験事業の実施は、令和元年9月須坂市議会定例会で「須坂市臥竜公園エリアの官民連携リノベーションによる活性化事業検討調査業務」の予算が議決承認なされることが条件となります。

(3) モニタリング

事前協議において、市及び暫定使用者の双方が合意した場合、市が試験事業中にモニタリング調査を行うことがあります。

その場合、暫定使用者は当該モニタリング調査に協力することとします。

(4) 試験事業の中止

申請した使用内容に反するなど、トライアル・サウンディングの目的から逸脱し、市からの再三の警告等が発せられても改善が見られない場合は、試験事業を中止することがあります。

1.3 試験事業の報告

(1) 実績報告書の提出

試験事業期間が満了した後に、試験事業の実績報告書（任意様式）を提出してください。

なお、以下の項目を必須事項として記載してください。

ア 暫定使用者名

イ 試験事業の名称

ウ 試験事業の内容

エ 使用した公園の範囲

オ 使用した日時

カ 実施日毎の利用者数

キ 実施日毎の売上（売上内容の内訳がわかるように記載してください。）

ク 試験事業の実施に要した費用（費目毎の内訳がわかるように記載してください。）

- ケ 試験事業の実施に向けた告知内容
- コ 臥竜公園における課題点
- サ 実施した試験事業に関する課題点
- シ 試験事業を実施して、必要だと感じた行政による支援（規制緩和や施設の改修等）
- ス 今後の臥竜公園に係る官民連携事業に対する意見・要望

(2) ヒアリング調査

実績報告書の内容を基に、ヒアリング調査を行います。

なお、ヒアリング調査の実施日時については、実績報告書の提出後、通知します。

(3) 実績報告の公表について

試験事業の実施実績について、暫定使用者と協議の上、内容の一部を公表する場合があります。

1 4 お問い合わせ（事務局）

〒382-0028

長野県須坂市臥竜2-4-8

須坂市臥竜公園管理事務所

TEL 026-245-1770 FAX 026-248-1793

メールアドレス suzakazoo@city.suzaka.nagano.jp